

○総務省令第七十四号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十三日

総務大臣 松本 剛明

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する

省令

（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第一条 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を

改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(感知器の構造及び機能)</p> <p>第八条 感知器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>〔一〕十六 略</p> <p>十七 警報機能付感知器は、次によること。</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>十八 連動型警報機能付感知器は、前号イ及びロに定めるところによるほか、次によること。</p> <p>〔イ〕ロ 略</p> <p>ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。この場合において、火災の発生した警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。第四十三条第一項第一号レにおいて同じ。）を特定することができるものにあつては、その火災警報が警報音並びに火災である旨の情報及び火災の発生を感じた場所を周知する音声（音圧及び音色が、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるものに限る。）を組み合わせたものであること。</p> <p>〔二〕ホ 略</p> <p>(表示)</p> <p>第四十三条 感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。</p> <p>一 感知器 次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕タ 略</p> <p>㉒ 火災の発生した警戒区域を特定することができるものにあつては、「火災発生区域特定機能付」という文字</p> <p>㉓ 略</p> <p>㉔ 略</p> <p>〔二〕略</p> <p>〔2〕略</p> | <p>(感知器の構造及び機能)</p> <p>第八条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十六 同上</p> <p>十七 警報機能付き感知器は、次によること。</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>十八 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ロ 同上</p> <p>ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。</p> <p>〔二〕ホ 同上</p> <p>(表示)</p> <p>第四十三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕タ 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>㉒ 〔同上〕</p> <p>㉓ 〔同上〕</p> <p>㉔ 同上</p> <p>〔二〕同上</p> <p>〔2〕同上</p> |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(用語の定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物又はその部分をいう。

イ 令第二十一条第一項(第三号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及

び第十五号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積又は床面積が三百平方メートル未満のもの

ロ 令別表第一十六項イに掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される

部分が存するもの(延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十三条第一項第二号に規定する

小規模特定用途複合防火対象物(令第二十一条第七号及び第八号に掲げる防火対象物を除く。)であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(同項第五号、第十一

号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる防火対象物の部分を除く。)及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。)

(1) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

〔削る〕

〔略〕

(3) 令別表第一(九)項イに掲げる防火対象物(延べ面積が二百平方メートル以上のものに限る。)

(4) 令別表第一(二)項又は(三)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が百平方メートル以上のもの

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、令別表第一に掲げる防火対象物の地階又は二階以上の階のうち、駐車のために供する部分の存する階(駐車する全ての車両が同時に屋外に出る

(用語の定義)

第二条 「同上」

一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。

イ 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2) 令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 令別表第一(六)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

ロ 令別表第一十六項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの(延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、規則第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(令第二十一条第八号に掲げる防火対象物を除く。)であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(同項第五号及び第十

一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。)

(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2) 令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

ことができる構造の階を除く。)で、当該部分の床面積が二百平方メートル以上三百平方メートル未満のもの

〔ハ 略〕

〔二 略〕

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 〔略〕

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。次号及び第三号ハ(4)において同じ。)は、令第二十一条第二項第一号及び第二号の規定の例によること。

二 警戒区域が二以上で、全ての感知器を火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)第二条第十九号の六に規定する連動型警報機能付感知器とする場合にあつては、当該感知器を同令第八条第十八号ハに定める火災の発生した警戒区域を特定することができるものとすること。

三 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井(天井のない場合にあつては、屋根)又は壁(イに掲げる場所(床面積が三十平方メートル以下のものに限る。)の壁に限る。)の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。)

〔一〕 第二条第一号イ及びロに掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(二)項二に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

〔二〕 第二条第一号ハに掲げる防火対象物

〔三〕 規則第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物(1及び2に掲げるものを除く。)

〔四〕 警戒区域が二以上の防火対象物(1から3までに掲げるものを除く。)

〔ハ 同上〕

〔二 同上〕

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。)は、令第二十一条第二項第一号及び第二号の規定の例によること。

〔新設〕

二 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁(イに掲げる場所(床面積が三十平方メートル以下のものに限る。)の壁に限る。以下この号において同じ。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)、ロ(1)及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

四
[略]

三
[同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器に係る型式承認（次項に掲げるものを除く。）は、第一条の規定による改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（以下「新省令」という。）の規格による型式承認とみなす。

3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器で、新省令第八条第十八号ハ後段の規定に適合するものに係る型式承認は、火災の発生した警戒区域を特定することができるものとして、新省令の規格による型式承認とみなす。この場合において、当該型式承認を受けている感知器で、令和七年十二月三十一日前に製造されたものは、新省令第四十三条第一項第一号レに掲げる事項の表示を行わないことができる。